令和6年度

大田原市水道事業 水質検査計画



大田原市水道事業

1. はじめに

水質検査は、水質基準の適合状況を把握し、安全性を保障するために不可欠であり、 水道水質管理の中核をなすものです。

その水質検査の適正化と透明性を確保するため、水質検査計画を作成し、毎事業年 度開始前に公表することとされております。

大田原市水道事業においても、みなさまに供給する水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するため、各水源の特徴、水質管理において留意すべき事項等を踏まえ、水質検査計画を策定し、水質検査を実施いたします。

2. 水質検査の基本方針

大田原市水道事業では、安全で良質な水道水を供給するため、下記の方針で水質検査を実施いたします。

また、水道法に定められている水質基準項目や水質管理目標設定項目のほか、福島 第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による水道水への影響と安全性 の確認のため、水道水の放射性物質濃度測定も実施いたします。

(1) 検査地点

水質基準が適用される各配水系統の給水栓および、浄水場の入口(原水)とします。なお、放射性物質濃度測定は、浄水場出口で行います。

(2)検査項目

水道法で検査が義務付けされている水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目 および独自に行う水質項目とします。また、放射性物質濃度測定は、放射性セシウム(セシウム134および137)について行います。

(3)検査頻度

色・濁り・残留塩素に関する検査を毎日行うほか、月1回行うとされている項目については月1回、その他の項目については3か月に1回行います。なお、省略可能な項目については過去の検査結果を考慮して行います。

また、原水の水質基準項目については月1回行い、放射性物質濃度測定は3か月 に1回行います。

3. 水道事業の概要

大田原市水道事業には現在稼働中の浄水場が11箇所あり、浄水場ごとに浄水処理 し、配水しています。また、上石上配水場では北那須水道用水供給事業(栃木県企業 局)から浄水を受水し配水しています。

地区	施設名	系統	所在地	水源の種類	処理方式	
	大田原浄水場 大田原		紫塚2丁目	深井戸	塩素滅菌	
古	乙連沢浄水場	乙連沢	乙連沢	深井戸	塩素滅菌	
田原	上石上配水場	上石上	上石上	県水	—	
	佐久山東部浄水場	佐久山東部	佐久山	深井戸	塩素滅菌	
温	狭原浄水場	狭原	狭原	深井戸・県水	塩素滅菌	
湯津上	中の原浄水場	中の原	狭原	深井戸・県水	塩素滅菌	
上	片府田浄水場	片府田	片府田	深井戸・県水	塩素滅菌	
	大輪浄水場	大輪	大輪	浅井戸	塩素滅菌	
	川本海水坦		蜂巣	深井戸・深井	塩素滅菌	
黒	川西浄水場 川西 蜂巣 		拜未	戸・浅井戸	<u> </u>	
羽	大野室浄水場	大野室	寒井	深井戸	塩素滅菌	
	桧沢浄水場	桧沢	雲岩寺	伏流水(武茂川)	緩速ろ過・塩素滅菌	
	須賀川浄水場	須賀川	須賀川	浅井戸	緩速ろ過・塩素滅菌	

4. 水道原水および水道水の状況

(1)原水(浄水場入口の水)の状況

原水の水質は良好ですが、農地やゴルフ場に隣接する水源もあるため、有機物汚 濁や農薬について監視しています。

(2) 水道水の状況

大田原市水道事業の水道水は、現在のところ水質基準を全て満たしており、お客様に安全で良質な水をお届けしています。

(3) 放射性物質濃度

放射性物質濃度については、福島第一原子力発電所の事故以降測定してきましたが、全て検出限界値未満の結果となっています。

5. 水質検査計画

(1)毎日実施する検査

水道法に基づき、色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素濃度)に関する検査を、 1日1回、各配水系統で複数の地点(38箇所)の給水栓等にて行います。

地区	系統	検査箇所
	大田原系	大田原浄水場内給水栓、北金丸地内排泥管
	乙連沢系	乙連沢浄水場内給水栓、川西浄水場内給水栓
 	乙连八术	羽田沼野鳥公園内駐車場トイレ給水栓
大 田 原	上石上系	上石上配水場内給水栓、佐久山東部浄水場内給水栓
原	工11工术	金丸小学校給水栓
	佐久山東部系 佐久山東部系	佐久山東部浄水場内給水栓
	性人 田米 即 示	佐久山地内給水栓、福原地内給水栓
	狭原系	狭原浄水場内給水栓、佐良土多目的交流センター給水栓
湯津上	中の原系	中の原浄水場内給水栓、南金丸地内給水栓
上		倉骨地内給水栓
	片府田系	片府田浄水場内給水栓、蛭田ほほえみセンター給水栓
		大輪浄水場内給水栓、北野上第2増圧場内給水栓
		大久保調整池内給水栓、片田配水場内給水栓
	大輪系	亀久配水場内給水栓、八塩地内給水栓
黒		大輪地内給水栓、北野上地内給水栓、亀久地内給水栓
		矢倉地内給水栓、川田地内排泥管、両郷地内排泥管
羽	川西系	川西浄水場内給水栓、市営大豆田団地給水栓
	大野室系	大野室浄水場内給水栓、寒井地内排泥管
	桧沢系	桧沢浄水場内給水栓、柏久保増圧場給水栓
	須賀川系	須賀川浄水場内給水栓、芭蕉の里くろばねパーキング給水栓

(2) 水質基準項目等の検査

①おおむね1か月に1回以上行う検査

市内の16箇所の給水栓において、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目について水質検査を行います。

- ②おおむね3か月に1回以上行う検査
- ①、②の項目以外の項目については、市内の12箇所の給水栓において、3か月に1回、省略可能な項目は除いた29項目について検査を行います。ただし、年1回は51項目全て検査を行います。

地区	系統	検査箇所
	大田原系	金田北地区公民館給水栓
大田原	乙連沢系	羽田小学校内給水栓、川西浄水場内給水栓
岸	上石上系	佐久山東部浄水場内給水栓、中の原浄水場内給水栓
	佐久山東部系	佐久山地内給水栓
	狭原系	佐良土多目的交流センター給水栓
湯津上		湯けむりふれあいの丘給水栓
上	中の原系	与一伝承館給水栓
	片府田系	蛭畑地内給水栓
	大輪系	北野上地内給水栓、磯上増圧場給水栓
黒	川西系	黒羽向町地内給水栓
	大野室系	旧寒井小学校給水栓
羽	桧沢系	柏久保増圧場給水栓
	須賀川系	芭蕉の里くろばねパーキング給水栓

③原水に関する検査

最も水質が悪化していると考えられる時期に消毒副生成物を除いた39項目の 水質検査を行います。また、クリプトスポリジウム指標菌の検査も毎月行います。

地区	系統	検査箇所
+	大田原系	大田原水源
大田原	乙連沢系	乙連沢第1水源・乙連沢第2水源
原	佐久山東部系	佐久山東部水源
湯	狭原系	狭原第2水源
湯津上	中の原系	中の原第1水源・中の原第2水源
上	片府田系	片府田水源
	大輪系	大輪第3水源
黒	川西系	川西水源1・川西水源2・築地水源
	大野室系	大野室第1水源・大野室第2水源
羽	桧沢系	露久保水源・桧沢水源
	須賀川系	如来水源・須賀川水源

④自主検査

水質の状態を把握し安全な水の供給のため、水質管理目標設定項目の検査を年 1回行います。また、周辺に農地やゴルフ場がある水源については、年1回農薬 の検査を行います。

(3)放射性物質濃度測定

3か月に1回、市内の代表する浄水場出口(浄水)において、放射性セシウム(セシウム134および137)の測定を行います。

地区	系統	検査箇所
+	大田原系	大田原浄水場給水栓
大田原	乙連沢系	乙連沢浄水場給水栓
原	佐久山東部系	佐久山東部浄水場給水栓
湯津上	狭原系	狭原浄水場給水栓
上	片府田系	片府田浄水場給水栓
	大輪系	大輪浄水場給水栓
黒	川西系	川西浄水場給水栓
	大野室系	大野室浄水場給水栓
羽	桧沢系	桧沢浄水場給水栓
	須賀川系	須賀川浄水場給水栓

(4) 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ①原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- ②河川等において魚類のへい死などが見られるとき。
- ③臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ④塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を 発見した場合。
- ⑤水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ⑥浄水過程に異常があったとき。
- ⑦配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑧その他必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、 給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

- (5) 水質検査の委託する当該内容(水質検査の精度と信頼性保証)
- ①毎日検査については、民間委託により行います。
- ②水質基準項目等の検査は(採水・水質検査・成績書の発行までの業務)、厚生労働省登録検査機関(水道法 20条の3登録機関)から委託先を選定します。 また、定期的に委託機関の精度管理実施状況の報告を求め、検査の精度と信頼性を確認します。

(6) 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画や水質検査結果については、上下水道課で閲覧できるほか、一部は大田原市のホームページで公表します。

(7) 水質管理において留意すべき事項

- ①浄水の水質検査結果を基に水質の安全性を判定し、評価を行っていきます。原水 に関しても同様の評価を行い水質管理の指標とします。
- ②管理計画の見直しについては、過去の検査結果等を考慮し毎年実施することとします。
- ③計画外項目に関しては、必要があると思われる場合に臨時の水質検査として取り入れることとします。

6. 水質事故への速やかな対応

常に水道水質の管理を万全な物にするために、栃木県、県北健康福祉センターなどの関係機関との連携も重要であるため、大田原市においては以下のような取り組みに努めます。

①ご利用者(お客様)との関係

ご利用者から寄せられる水質のご意見等には、的確に対応するように努めます。また、水道水質をより知っていただくために、情報を提供いたします。

②県及び市との連携

水質汚染事故が発生した場合は、栃木県、県北健康福祉センター等の連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言をうけ、安全安心な水の提供に努めます。

③水質検査委託機関との連携

水質汚染事故には、すばやく対応できるように、水質検査機関との連携に努めます。

7. お客様の声と水質検査

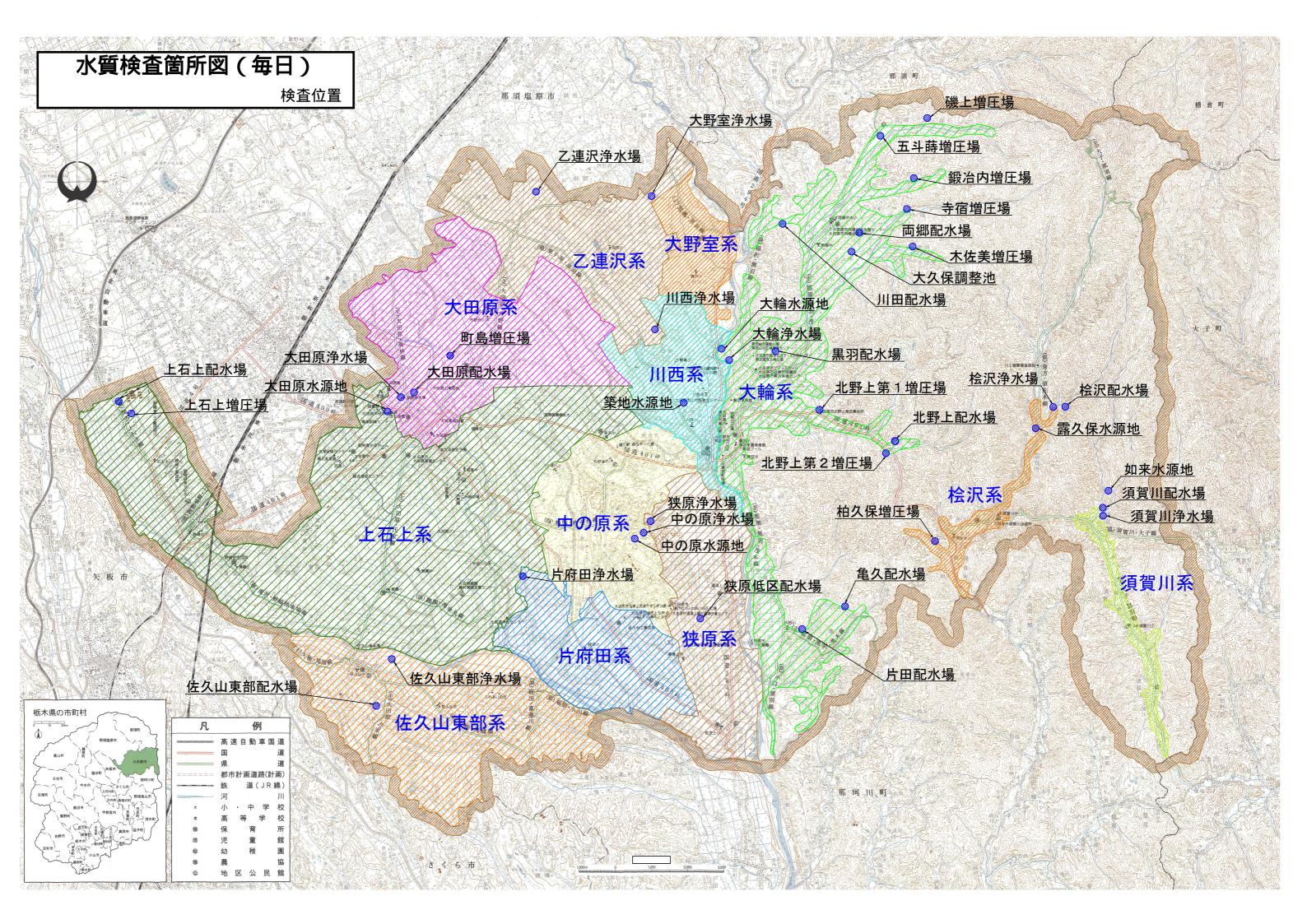
安全で良質な水を提供するために、大田原市水道事業は水質検査計画と検査結果を公表し、これらの事項につきまして市民の皆様からご意見を頂いて、水質検査計

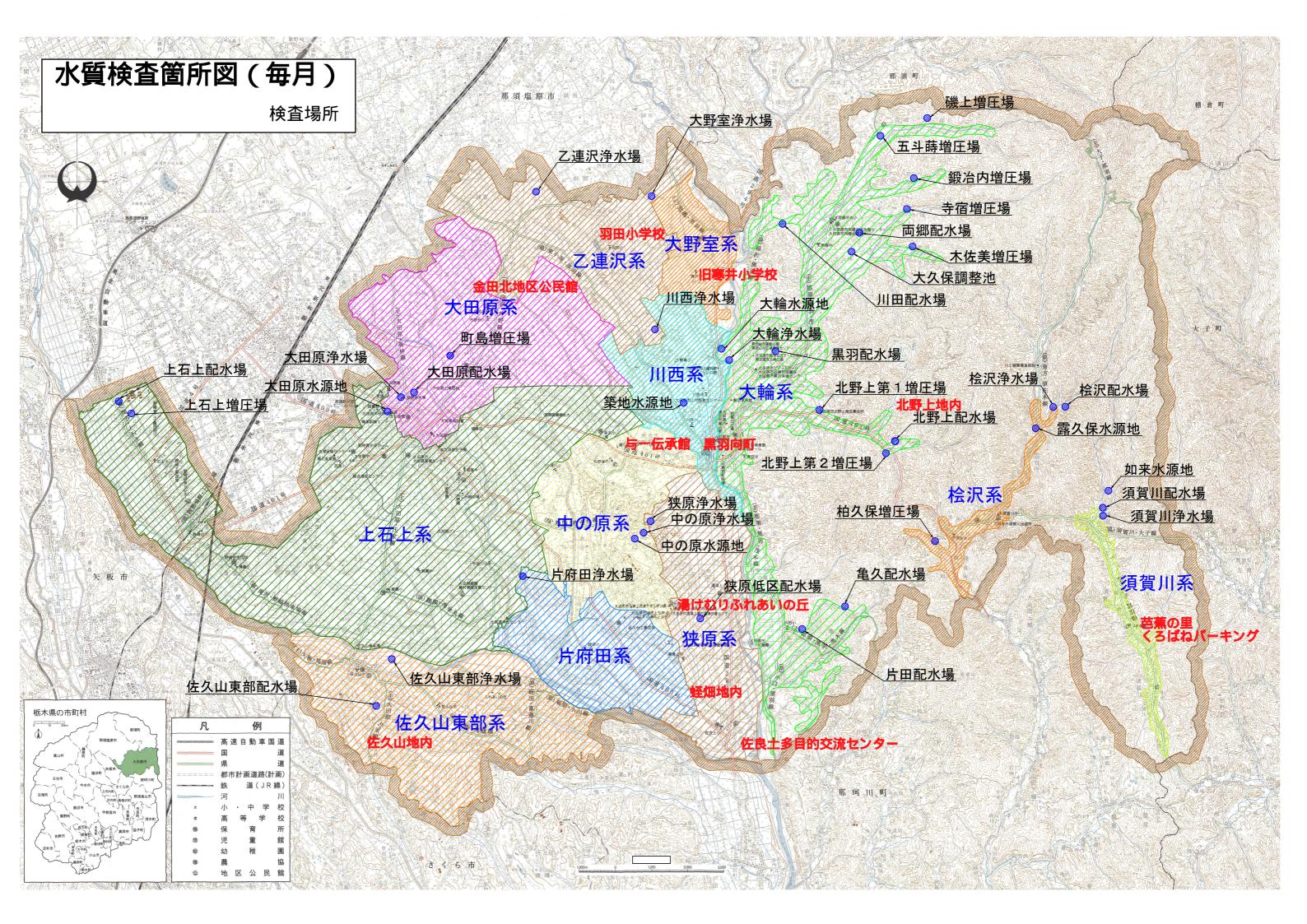
画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

お客様からの声や、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、皆様のご意見をいただければ幸いです。

連絡先

大田原市水道局上下水道課 大田原市本町1丁目4番1号 TEL0287-23-8713 FAX0287-23-8863





令和6年度 大田原市水質検査予定表

連絡先:大田原市上下水道課水道工務係 TeL0287-23-8713 Eメール 系統 採水場所 種別 区分 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 大田原浄水 浄水場出口 放射線 放射線 放射線 放射線 大田原浄水 深井戸 大田原系 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39十指標園 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 金田北地区 給水栓 浄水 9 9 51 9+カビ 9+水管目 29 29 9 9 29 9 乙連沢浄水 浄水場出口 放射線 放射線 放射線 放射線 场 乙連沢浄水 場1号井 深井戸 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 乙連沢浄水 場2号井 7. 連沢系 深井戸 原水 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39十指標菌+農 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 羽田小学校 給水栓 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 (高区) ||西配水場 9 9 51 9+カビ 9十水管目 9 9 29 9 9 (低区) 佐久山東部 浄水場 給水栓 浄水 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 上石上系 中の原浄水 10 給水栓 海水 29 9 9 51 9 9十水管目 29 9 9 29 9 9 佐久山東部 11 浄水場出口 浄水 放射線 放射線 放射線 放射線 浄水場 佐久山東部 12 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 浄水場 13 浄水 29 9 9+カビ 9十水管目 9 9 14 原水 指標菌 指標菌 狭原浄水場 深井戸 指標菌 指標菌 指標菌 9+指標菌+農 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指煙菌 指標菌 15 狭原浄水場 浄水場出口 放射線 放射線 放射線 放射線 独原系 湯けむりふれ 16 9 9 9 9 佐良土多目的交流センター中の原浄水 17 給水栓 浄水 29 9 9 51 9+カビ 9十水管目 29 29 9 9 深井戸 指標菌 18 8+指標菌 指標菌 指標菌 指煙菌 39十指標菌+農3 指標菌 指標菌 8十指標隊 指標菌 指標菌 指標菌 中の原系 場2号井 19 深井戸 原水 8十指標菌 指標隊 指標菌 指標菌 9+指標菌+農 指標菌 指標菌 指標菌 8十指標隊 指標菌 指標菌 指標菌 20 与一伝承館 浄水 9 51 9+カビ 9十水管目 29 9 9 29 9 9 9 片府田浄水 片府田水源 (深井戸) 21 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39十指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 片府田系 片府田浄水 22 浄水場出口 放射線 放射線 放射線 放射線 23 蛭畑地内 給水栓 29十七素 9+カビ 9十水管目 29十七素 9 51 29十七素 9 9 9 9 24 指標菌 指標菌 指標菌 39+指標菌+農 クリプト 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 大輪水源地 浅井戸 8十指標菌 指標菌 8十指標菌 25 大輪浄水場 浄水場出口 浄水 放射線 放射線 放射線 放射線 大輪系 26 北野上地内 給水栓 浄水 29 9 9+カビ 51 9+カビ 9十水管目 29 9 9 9 9 27 磯上増圧場 浄水 9 9 給水栓 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 28 川西配水場 8+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 9+指標菌+農 指標菌 指標菌 指標菌 8十指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 (浅井戸) 29 川西配水場 川西水源1(深井戸 8+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 8+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 川西系 川西配水場 ||西水源2(深井戸 8+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39十指標園 指標菌 指標菌 指標菌 8十指標樣 指標菌 指標菌 指標菌 30 川西配水場 浄水場出口 放射線 放射線 放射線 放射線 黒羽向町地 31 9+カビ 9十カビ 9十水管目 大野室浄水 大野市第1水源(深井戸 32 8十指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 8十指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 大野室浄水 33 (野室第2水源(深井 8十指標菌 39+指標隊 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 8十指標菌 指標菌 指標菌 大野室系 大野室浄水 34 浄水場出口 放射線 放射線 放射線 放射線 旧寒井小学 35 36 桧沢浄水場 露久保水源 原オ 8十指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39+指標菌 クリプト 指標菌 指標菌 8十指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 クリプト 37 桧沢浄水場 桧沢水源 8+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39十指標園 指標菌 指標菌 8十指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 桧沢系 38 桧沢浄水場 浄水場出口 净水 放射線 放射線 放射線 放射線 柏久保増圧 39 9 9+カビ 9十水管目 須賀川浄水 n 安水源(浅井戸 40 8十指標菌 指標菌 指標菌 指標菌 39十指標菌 クリプト 指標菌 指標菌 8+指標菌 指標菌 指標菌 指標菌

須賀川浄水

須賀川浄水

くろばね

41

42

43

須賀川系 場

演賀川水源(浅井)

浄水場出口

給水栓

8+指標菌

指標菌

放射線

指標菌

指標菌

39十指標隊

放射線

9十カビ

クリプト

9十水管目

指標菌

指標菌

放射線

8十指標隊

指標菌

指標菌

放射線

指標菌

	浄水村	负 查回数一覧	浄水51項目 (法定全項目)	浄水29項目 (51-省略可能分)		9項目 的項目)	水質管理目標 設定項目(27)	ジェオ (カヒ	·スミン ご臭)		・イソボル ・(カビ臭)	ヒ素及び その化合物	放射性物質濃度 (セシウム134・137)
			1回/年	3回/年	8回/年	12回/年	1回/年	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	3回/年	4回/年
1	大田原系	大田原浄水場											0
2	八山凉示	金田北地区公民館	0	0	0		0	0		0			
3		乙連沢浄水場											0
4	乙連沢系	羽田小学校				0							
5		川西配水池	0	0	0		0	0		0			
6	上石上系	佐久山東部浄水場				0							
7	工石工术	中の原浄水場	0	0	0		0						
8	12/12	佐久山東部浄水場					_						0
9	東部系	佐久山地内	0	0	0		0	0		0			
10		狭原浄水場											0
11	狭原系	湯けむりふれあいの丘				0							
12		佐良土多目的交流センター	0	0	0		0	0		0			
13	中の原系	那須与一伝承館	0	0	0		0	0		0			
14	片府田系	片府田浄水場											0
15		蛭畑地内	0	0	0		0	0		0		0	
16		大輪浄水場											0
17	大輪系	北野上地内	0	0	0		0		0		0		
18		磯上増圧場				0							
19	111 2 7	川西配水場											0
20	川西系	黒羽向町地内	0	0	0		0		0		0		
21	土取完 素	大野室浄水場											0
22	大野室系	旧寒井小学校	0	0	0		0	0		0			
23	- 桧沢系	桧沢浄水場											0
24		柏久保増圧場	0	0	0		0		0		0		
25	活加川五	須賀川浄水場											0
26	須賀川系	芭蕉の里くろばねパーキング	0	0	0		0		0		0		
		全回数合計	12	36	14	14	12	1	5	1	5	3	40

※「浄水51項目」、「浄水29項目」、「浄水9項目」については、別表のとおり

	原水 給杏[可数一臂	原水39項目 (51-消毒副生成物-味)	原水8項目 (基本的項目-味)	クリプト	·指標菌	クリプトスポリジウム	農薬 (115種類)
原水検査回数一覧		1回/年	2回/年	11回/年	12回/年	1回/年	1回/年	
1	大田原系	大田原浄水場	0			0		
2	乙連沢系	乙連沢浄水場1号	0			0		
3	乙建八术	乙連沢浄水場2号	0			0		0
4	佐久山東部系	佐久山東部浄水場	0			0		0
5	狭原系	狭原浄水場	0			0		0
6	中の原系	中の原浄水場1号	0	0		0		0
7	中の原系	中の原浄水場2号	0	0		0		0
8	片府田系	片府田浄水場	0			0		
9	大輪系	大輪水源	0	0	0		0	0
10		築地水源	0	0		0		0
11	川西系	川西水源1	0	0		0		
12		川西水源2	0	0		0		
13	大野室系	大野室浄水場1号	0	0		0		
14	人野至希	大野室浄水場2号	0	0		0		
15	₩n.z	桧沢浄水場(露久保)	0	0	0		0	
16	- 桧沢系	桧沢浄水場(桧沢)	0	0	0		0	
17	(古加山で	須賀川浄水場(如来)	0	0	0		0	
18	須賀川系	須賀川浄水場(須賀川)	0	0	0		0	
検査回数合計			18	24	21	1	5	7

^{※「}原水39項目」、「原水8項目」の詳細な内容については、別表のとおり

^{※「}指標菌」は、大腸菌、嫌気性芽胞菌の2項目

^{※「}水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正により令和4年4月1日から 農薬の種類を115種類に変更する。

別表

水質基準

	1百日	甘淮店	原	冰		浄水	
	項目	基準値	39項目	8項目	51項目	29項目	9項目
1	一般細菌	100 個/mL以下	\circ	\circ	\circ	\circ	
2	大腸菌	検出されないこと	\circ	\circ	\circ	0	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	\circ		\circ	\circ	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	\circ		0		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0		0		
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	\circ		0		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	\circ		\circ		
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	0		0		
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	\circ		0	\circ	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	\circ		0	\circ	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	\circ		\circ	0	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	\circ		\circ		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0		0	0	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0		0		
	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	Ō		Ō	0	
16	シスー1 2ジクロロエチレン及び	0.04 mg/L以下	0		0		
	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	\circ		0		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	\circ		\circ		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	\circ		\circ		
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	\circ		0		
21	塩素酸	0.6 mg/L以下			0	0	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下			0	0	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下				0	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下			0	0	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下			0	0	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下				0	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下			0	0	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下			0	0	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下			0	0	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下			0	0	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下			0	0	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	\cap		Ô		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	Ô		Ö	0	
	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	Ö		Ö		
	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	Ö		Ö		
	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	Ö		Ö		
	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	Ö		Ö		
_	塩化物イオン	200 mg/L以下	Ö	0	Ö	0	0
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	Ö		Ö	Ŭ	Ŭ
	蒸発残留物	500 mg/L以下	Ö		Ö	0	
_	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	Ö		Ö		
_	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	Ö		Ö		
	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	Ö		Ö		
	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	Ö		Ö	0	
	フェノール類	0.005 mg/L以下	Ö		Ö		
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	Ö	0	Ö	0	0
	p H di	5.8以上8.6以下	0	0	Ö	0	Ö
	味	異常でないこと			0	0	0
	臭気	異常でないこと	0	\cap	Ö	0	0
	色度	5度以下	0	0	0	0	0
_	濁度	2度以下	0	0	0	$\overline{\bigcirc}$	0

水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目	
項目	目標値
1 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下
2 ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下
3 ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下
4 (削除)	(削除)
5 1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
6 (削除)	(削除)
7 (削除)	(削除)
8 トルエン	0.4 mg/L以下
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下
10 亜塩素酸	0.6 mg/L以下
11 (削除)	(削除)
12 二酸化塩素	0.6 mg/L以下
13 ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下
14 抱水クロラール	0.02 mg/L以下
15 農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下
16 残留塩素	1 mg/L以下
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下
18 マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下
19 遊離炭酸	20 mg/L以下
20 1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下
21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下
23 臭気強度(TON)	3以下
24 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
25 濁度	1度以下
26 p H値	7.5程度
27 腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28 従属栄養細菌	2000 mg/L以下
29 1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
30 アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下
31 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L以下

カビ

I	項目	基準値
ľ	1 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下
I	22-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下

クリプト指標菌

	2 1 11 16 图
	項目
1	大腸菌
2	嫌気性芽胞菌

クリプト

	<u> </u>
	項目
1	クリプトスポリジウム
2	ジアルジア